

令和3年 4月27日

株主各位

新潟交通株式会社

「株主優待券」の有効期限延長のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、新潟県内の新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、
昨年配布いたしました株主優待券の有効期限を下記のとおり
延長いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 対象となる株主優待券

[万代シルバーホテル・国際佐渡観光ホテル八幡館共通ご優待]の株主優待券で、令和2年に配布しました**有効期限が令和3年6月30日迄有効**となっているもの

※株主乗車証は対象ではありません。

2. 新有効期限

・**令和3年12月31日迄（6ヶ月間延長）**

※優待券の差し替えはいたしません。そのままご利用いただけます。

お問い合わせ先：新潟交通(株) 総務課 025-246-6323

以上

【対象となる株主優待券】



SILVER リラクゾート
hotel 万代シルバーホテル
〒950-8533 新潟市中央区万代1丁目3番30号 TEL. (025) 243-3711

佐渡八幡温泉
国際佐渡観光ホテル
〒952-1311 新潟県佐渡市八幡2043 TEL. (0259) 57-2141